

令和 2 年度

宮崎地方最低賃金審議会
第 1 回 産業別最低賃金検討小委員会

宮 崎 労 働 局

開催日時 令和 2 年 8 月 17 日 (月) 10:00
開催場所 宮崎合同庁舎 2 階
共用大会議室

会 次 第

- 1 特定（産業別）最低賃金の改正の必要性の有無について
- 2 その他

令和2年度
宮崎地方最低賃金審議会
第1回産業別最低賃金検討小委員会
資 料

宮 崎 労 働 局

令和2年度
宮崎地方最低賃金審議会
第1回産業別最低賃金検討小委員会資料目次

1	産業別最低賃金検討小委員会委員名簿	1
2	産業別最低賃金に係る審議の流れ図（予定）	3
3	金額改正の申出	5
4	改正申出に関する要件審査結果	6
5	産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）	7
6	年次別最賃額及び引上額・引上率等一覧表	9
7	宮崎県の最低賃金（令和元年度）	11
8	全国の地域別最低賃金の答申状況	13
9	宮崎県内経済情勢報告（令和2年8月）宮崎財務事務所	15
10	令和2年度最低賃金に関する基礎調査結果	33
11	令和元年度最賃額と産業別最低賃金の比較（全国Dランク）	47
12	産業別求人平均賃金額（令和2年6月分）	49

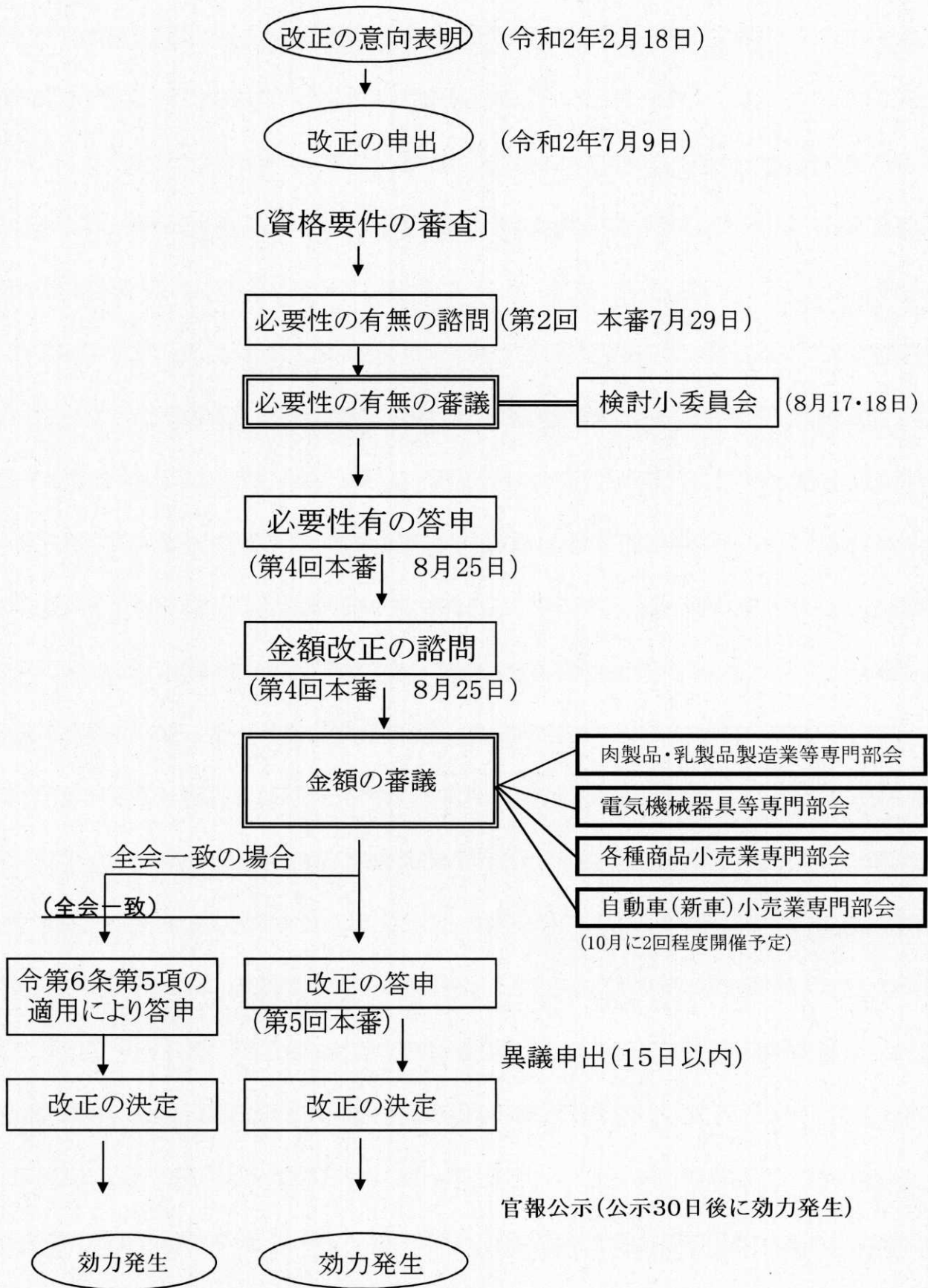
宮崎地方最低賃金審議会検討小委員会委員名簿

令和2年8月17日

区分	氏名	現職
公益 代表 委員	しかた ゆみ 四方 由美	宮崎公立大学人文学部 教授
	はしぐち たけかず 橋口 剛和	前宮崎県社会保険労務士会 会長
	もりべ よういちろう 森部 陽一郎	宮崎公立大学人文学部 教授
労働者 代表 委員	いまむら あきひろ 今村 彰博	トヨタグループ宮崎労働組合 執行委員長
	くらもと まとし 蔵本 聡	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 副事務局長
	なかがわ いくえ 中川 育江	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長
使用者 代表 委員	おくの のぶとし 奥野 信利	宮崎県商工会連合会 専務理事
	かい まさふみ 甲斐 正文	宮崎県商工会議所連合会 専務理事
	かわの よういち 河野 洋一	宮崎県経営者協会 専務理事

各側五十音順

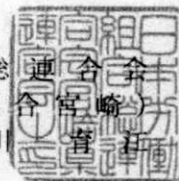
令和2年度産業別最低賃金に係る審議の流れ図(予定)



2020年 7月 9日

宮崎労働局長
名 田 裕 殿

日本労働組合総
宮崎県連合会(連
合
会
長 中 川



2020年度特定(産業別)最低賃金改正について

労働行政推進のため、日夜ご奮闘の貴職に対し心から敬意を表します。

さて、下記の特定(産業別)最低賃金について、金額改正の申し出を行いますので、審議をよろしくお願いいたします。

記

1. 宮崎県自動車(新車)小売業最低賃金

(1) 申出者

自動車総連宮崎地方協議会販売部門連絡会
議長(委員長) 今村 彰博

2. 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

(1) 申出者

全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
宮崎地域懇談会代表 秋山 邦光

3. 宮崎県各種商品小売業最低賃金

(1) 申出者

宮崎県小売産業別最賃労組連絡会
代表幹事 西 広 継

4. 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金

(1) 申出者

日本食品関連産業労働組合連合会 宮崎地区協議会
議長 鬼束 賢一



以上

令和2年度特定（産業別）最低賃金改正申出に関する要件審査結果

令和2年7月17日

名称	申出年月日	申出者	適用労働者数 〔A〕	合意のあった労働者数			比率	審査結果	申出内容
				労働協約・労使協定等	機関決定	合意署名			
宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金	令和2年6月30日	自動車総連宮崎地方協議会 販売部門連絡会 議長（委員長） 今村 彰博	人 2,830 (181)	人 1,136 (78)	人	人 1,136 (78)	40.1%	適	金額改正
宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	令和2年7月9日	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 宮崎地域懇談会 代表 秋山 邦光	人 8,080 (84)	人 349 (2)	人 2,597 (10)	人 2,946 (12)	36.5%	適	金額改正
宮崎県各種商品小売業最低賃金	令和2年6月29日	宮崎県小売産業界別最賃労組連絡会 代表幹事 西 広継	人 4,810 (75)	人 1,548 (1)	人	人 1,548 (1)	32.2%	適	金額改正
宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金	令和2年6月30日	日本食品関連産業界労働組合連合会 宮崎地区協議会 議長 鬼束 賢一	人 2,800 (45)	人	人 1,363 (4)	人 1,363 (4)	48.7%	適	金額改正

※（ ）内は事業所数または労組数



宮崎労発基 0729 第 1 号
令和 2 年 7 月 29 日

宮崎地方最低賃金審議会
会長 松岡 優子 殿

宮崎労働局長 名田 裕



宮崎県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 2 年 7 月 9 日付けをもって申出代表者 日本労働組合総連合会宮崎県連合会会長 中川育江から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

記

1 宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 5 号）

申出者 自動車総連宮崎地方協議会販売部門連絡会
議長（委員長） 今村 彰博

2 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 3 号）

申出者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
宮崎地域懇談会 代表 秋山 邦光

3 宮崎県各種商品小売業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 4 号）

申出者 宮崎県小売産業別最賃労組連絡会
代表幹事 西 広継

4 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 2 号）

申出者 日本食品関連産業労働組合連合会
宮崎地区協議会 議長 鬼束 賢一

年次別最低賃金額及び引上額・引上率一覽表

業種 年度	地域別			肉製品・乳製品製造業			電気機械器具製造業			各種商品小売業			自動車(新車)小売業		
	日額 時間額	引上額	引上率	日額 時間額	引上額	引上率	日額 時間額	引上額	引上率	日額 時間額	引上額	引上率	日額 時間額	引上額	引上率
	円	円	%	円	円	%	円	円	%	円	円	%	円	円	%
13	4,828	33	0.69	5,049	21	0.42	5,262	36	0.69	5,147	36	0.7	5,374	37	0.69
14	604	4	0.67	632	3	0.48	658	4	0.61	644	5	0.78	672	4	0.6
15	605	1	0.17	632	0	0	659	1	0.15	645	1	0.16	673	1	0.15
16	605	0	0.00	633	1	0.16	660	1	0.15	646	1	0.16	674	1	0.15
17	606	1	0.17	634	1	0.16	661	1	0.15	647	1	0.15	675	1	0.15
18	608	2	0.33	636	2	0.32	664	3	0.45	649	2	0.31	678	3	0.44
19	611	3	0.49	639	3	0.47	668	4	0.60	652	3	0.46	681	3	0.44
20	619	8	1.31	647	8	1.25	677	9	1.35	660	8	1.23	689	8	1.17
21	627	8	1.29	654	7	1.08	684	7	1.03	667	7	1.06	696	7	1.02
22	629	2	0.32	656	2	0.31	687	3	0.44	669	2	0.30	699	3	0.43
23	642	13	2.07	657	1	0.15	691	4	0.58	674	5	0.75	708	9	1.29
24	646	4	0.62	660	3	0.46	695	4	0.58	678	4	0.59	712	4	0.56
25	653	7	1.08	663	3	0.45	699	4	0.58	681	3	0.44	720	8	1.12
26	664	11	1.68	670	7	1.06	707	8	1.14	687	6	0.88	731	11	1.53
27	677	13	1.96	678	8	1.19	716	9	1.27	695	8	1.16	742	11	1.50
28	693	16	2.36	678	0	0	728	12	1.68	705	10	1.44	752	10	1.35
29	714	21	3.03	678	0	0	740	12	1.65	705	0	0	767	15	1.99
30	737	23	3.22	678	0	0	755	15	2.03	705	0	0	784	17	2.22
1	762	25	3.39	678	0	0	775	20	2.65	705	0	0	804	20	2.55
2	790	28	3.67	678	0	0	800	25	3.23	705	0	0	828	24	2.99
	793	3	0.38												

※ 肉製品・乳製品製造業最低賃金は平成27、28、29、30、令和元年度改正なし→平成27年10月16日から地域別最低賃金を適用。
各種商品小売業は平成28、29、30、令和元年度改正なし→平成28年10月1日から地域別最低賃金を適用。

令和2年度

最低賃金に関する基礎調査結果

特定（産業別）最低賃金

宮崎労働局

目 次

1	最低賃金に関する基礎調査の概要	1
2	令和元年度影響率(未満率)一覧	2
3	業種別・就業形態別賃金特性値の比較	3
4	業種別特性値表	4
5	業種別特性値表(年度別)	5
6	参考資料(分布特性地等の説明)	6

最低賃金に関する基礎調査の概要

(特定(産業別)最低賃金適用産業分)

1 趣旨

宮崎県の特定(産業別)最低賃金の決定に係る調査審議の基礎資料を得るため、宮崎県内の民間企業労働者の賃金の実態を調査し、その結果を取りまとめたものである。

2 調査産業

日本標準産業分類に定める産業のうち、

- ① 部分肉・冷凍肉製造業、肉加工品製造業、処理牛乳・乳飲料製造業、乳製品製造業(処理牛乳・乳飲料製造業を除く)
- ② 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業
- ③ 各種商品小売業
- ④ 自動車(新車)小売業

3 調査事業所規模、調査事業所数及び復元労働者数

	適用事業所数	適用労働者数	調査事業所規模	調査事業所数	復元労働者数
肉、乳製品等製造業	45 事業所	2,800 人	100人未満	19 事業所	866 人
電気機械器具等製造業	84 事業所	8,080 人	100人未満	24 事業所	1,514 人
各種商品小売業	75 事業所	4,810 人	100人未満	14 事業所	385 人
自動車(新車)小売業	181 事業所	2,830 人	30人未満	84 事業所	1,844 人

4 調査対象事項

令和2年6月1日から6月30日までの1ヶ月間(賃金締め切り日の定めがある場合には、6月の最終給与締め切り日以前1ヶ月間)に支払われるべき賃金。

5 調査実施期日

令和2年5月25日から7月20日まで

6 調査票の審査、集計及び母集団への復元は、宮崎労働局にて行った。

令和2年度 影響率(未満率)一覧「宮崎県最低賃金(地域別/産別)」

件名	地域最賃	肉・乳	電機	各種商品	自動車(新車)
元年度最賃額(円)	790円	790円	800円	790円	828円
引上げ額	上段:引上げ後 額	上段:引上げ後 額	上段:引上げ後 額	上段:引上げ後 額	上段:引上げ後 額
0円(未満率)	790円 2.28 %	790円 1.04 %	800円 1.19 %	790円 0.00 %	828円 1.36 %
1円		791円 5.77 %	801円 3.17 %	791円 22.86 %	829円 1.36 %
2円		792円 5.77 %	802円 3.17 %	792円 22.86 %	830円 1.36 %
3円	793円 10.50 %	793円 6.47 %	803円 3.17 %	793円 22.86 %	831円 1.46 %
4円		794円 6.47 %	804円 3.17 %	794円 22.86 %	832円 1.46 %
5円		795円 6.47 %	805円 3.30 %	795円 23.38 %	833円 1.46 %
6円		796円 12.47 %	806円 3.30 %	796円 23.38 %	834円 1.57 %
7円		797円 12.82 %	807円 3.90 %	797円 23.38 %	835円 1.57 %
8円		798円 12.82 %	808円 3.90 %	798円 23.38 %	836円 1.57 %
9円		799円 12.82 %	809円 3.90 %	799円 23.38 %	837円 1.57 %
10円		800円 13.16 %	810円 3.90 %	800円 23.38 %	838円 1.57 %
11円		801円 17.78 %	811円 3.90 %	801円 33.51 %	839円 1.90 %
12円		802円 17.78 %	812円 3.90 %	802円 33.51 %	840円 1.90 %
13円		803円 17.78 %	813円 4.95 %	803円 33.51 %	841円 1.90 %
14円		804円 17.78 %	814円 5.22 %	804円 33.51 %	842円 2.01 %
15円		805円 17.78 %	815円 5.22 %	805円 33.51 %	843円 2.01 %
16円		806円 18.13 %	816円 5.48 %	806円 33.51 %	844円 2.22 %
17円		807円 18.13 %	817円 5.75 %	807円 33.51 %	845円 2.22 %
18円		808円 18.48 %	818円 5.88 %	808円 33.51 %	846円 2.22 %
19円		809円 18.48 %	819円 6.14 %	809円 33.51 %	847円 2.33 %
20円		810円 18.48 %	820円 6.14 %	810円 36.62 %	848円 2.33 %
21円		811円 19.40 %	821円 6.27 %	811円 37.66 %	849円 2.33 %
22円		812円 19.40 %	822円 6.27 %	812円 37.66 %	850円 2.33 %
23円		813円 19.40 %	823円 6.54 %	813円 37.66 %	851円 2.60 %
24円		814円 19.40 %	824円 6.54 %	814円 37.66 %	852円 2.60 %
25円		815円 19.40 %	825円 6.54 %	815円 39.22 %	853円 2.71 %
26円		816円 19.40 %	826円 6.67 %	816円 40.26 %	854円 2.71 %
27円		817円 19.40 %	827円 6.80 %	817円 41.30 %	855円 2.93 %
28円		818円 19.40 %	828円 6.80 %	818円 44.94 %	856円 3.04 %
29円		819円 19.40 %	829円 6.80 %	819円 48.05 %	857円 3.04 %

業種別・就業形態別賃金特性値の比較

全て（一般＋パート）

	地域別最賃 適用産業計	肉・乳製品 製造業	電気機械器 具等製造業	各種商品小 売業	自動車(新 車)小売業
月平均賃金額(円)	172,016	175,404	193,138	150,031	238,796
時間当平均賃金額(円)	1,185	1,065	1,152	995	1,416
月一人当たり労働時間数	141 時間	162 時間	167 時間	145 時間	170 時間
第1・20分位数(円)	790	790	813	790	892
第1・10分位数(円)	790	795	850	790	956
第1・4分位数(円)	850	841	926	800	1,120
中位数 (円)	1,000	952	1,033	820	1,361
復元労働者数(人)	149,900 人	866 人	1,514 人	385 人	1,844 人
最賃額(円)	790	790	800	790	828

一般

	地域別最賃 適用産業計	肉・乳製品 製造業	電気機械器 具等製造業	各種商品小 売業	自動車(新 車)小売業
月平均賃金額(円)	221,832	195,085	198,741	207,640	239,681
時間当平均賃金額(円)	1,311	1,126	1,171	1,181	1,415
月一人当たり労働時間数	170 時間	173 時間	170 時間	176 時間	170 時間
第1・20分位数(円)	800	790	838	809	892
第1・10分位数(円)	850	835	860	817	956
第1・4分位数(円)	958	870	954	863	1,123
中位数 (円)	1,151	1,030	1,056	1,104	1,362
復元労働者数(人)	95,391 人	691 人	1,425 人	183 人	1,831 人

パート

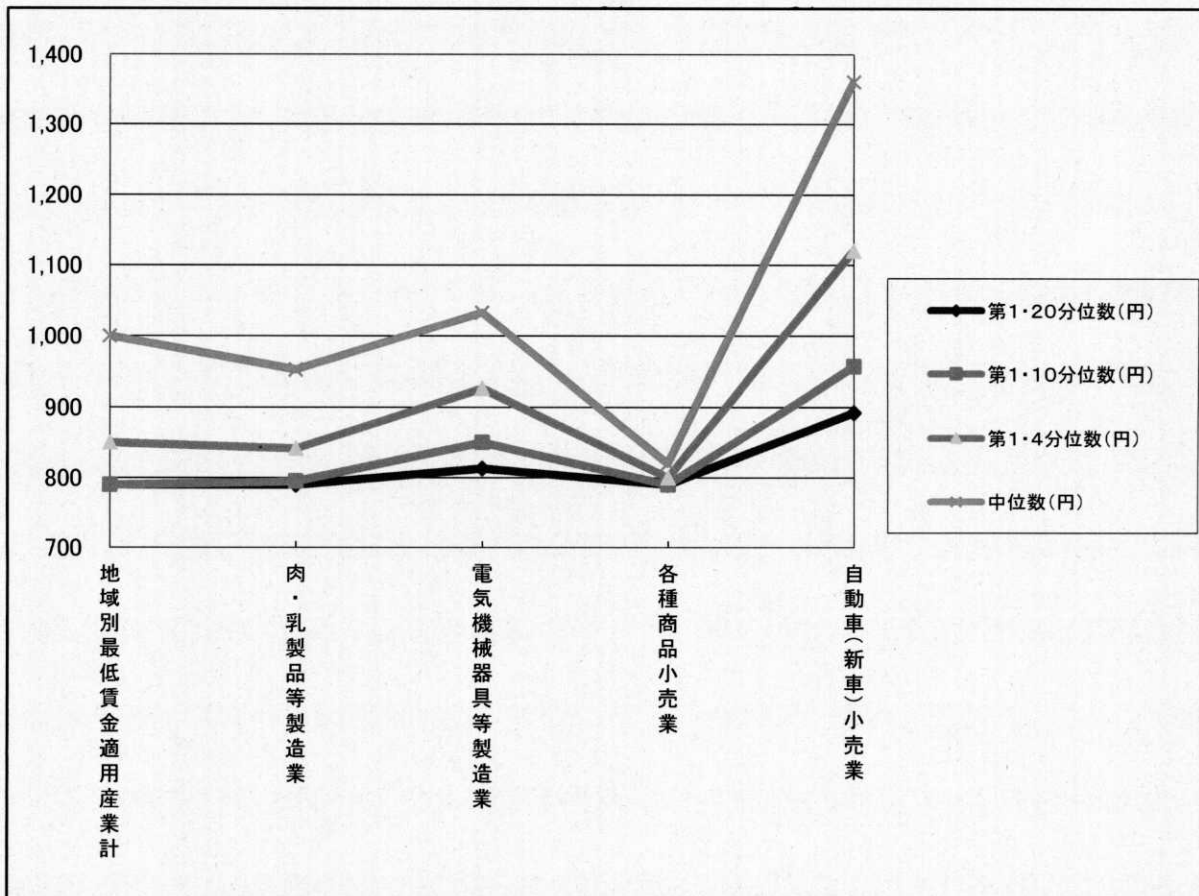
	地域別最賃 適用産業計	肉・乳製品 製造業	電気機械器 具等製造業	各種商品小 売業	自動車(新 車)小売業
月平均賃金額(円)	84,839	97,934	103,741	97,923	109,232
時間当平均賃金額(円)	966	826	852	827	1,642
月一人当たり労働時間数	91 時間	119 時間	122 時間	117 時間	90 時間
第1・20分位数(円)	790	792	800	790	800
第1・10分位数(円)	790	795	800	790	800
第1・4分位数(円)	800	795	800	790	850
中位数 (円)	850	800	850	800	1,000
復元労働者数(人)	54,509 人	175 人	89 人	202 人	13 人

※ 「パート」とは、1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が、当該事業所における一般的な所定労働時間又は所定労働日数より少ない労働者をいう。

業 種 別 特 性 値 表

令和2年度
全労働者

	地域別最低賃金適用産業計	肉・乳製品等製造業	電気機械器具等製造業	各種商品小売業	自動車（新車）小売業
最低賃金額（時間額）	790	790	800	790	828
第1・20分位数（円）	790	790	813	790	892
第1・10分位数（円）	790	795	850	790	956
第1・4分位数（円）	850	841	926	800	1,120
中位数（円）	1,000	952	1,033	820	1,361
時間当平均賃金額（円）	1,185	1,161	1,152	995	1,416
月平均賃金額（円）	172,016	175,404	193,138	150,031	238,796



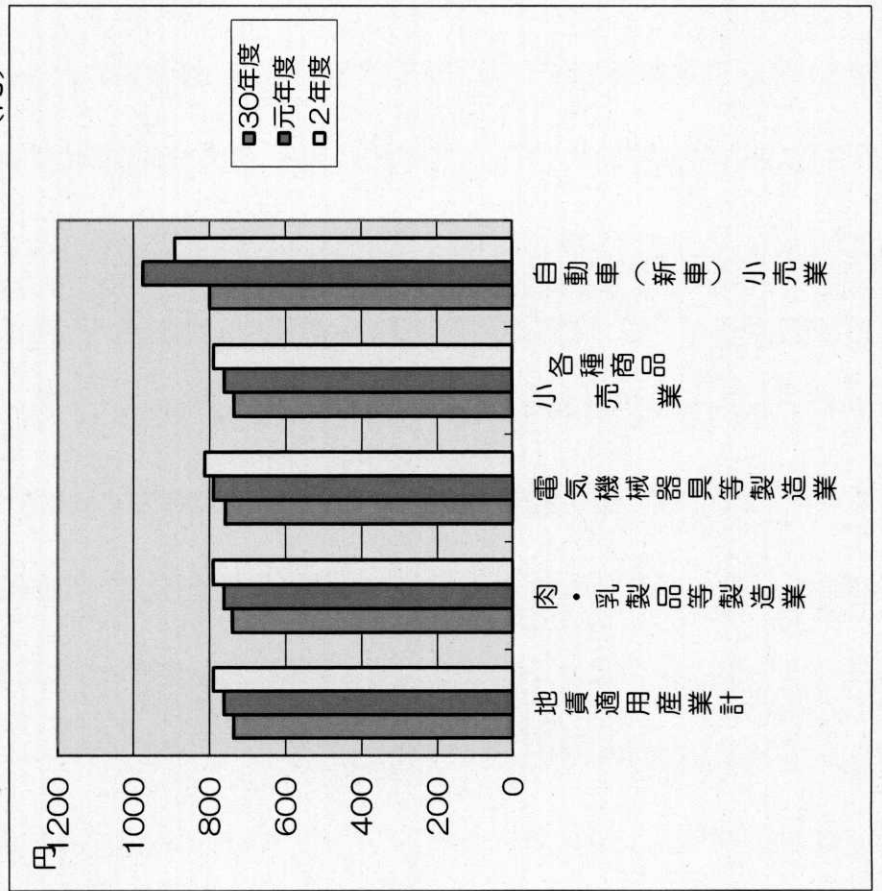
業種別特性値表

[事業所規模：肉・乳製品等製造業、電気機械器具等製造業 1～99人
各種商品小売業 1～29人、自動車小売業 1～99人]

第1・20分位数

	地賃適用産業計	肉・乳製品等製造業	電気機械器具等製造業	各種商品小売業	自動車(新車)小売業
30年度	737	740	759	737	800
元年度	762	762	790	762	976
2年度	790	790	813	790	892

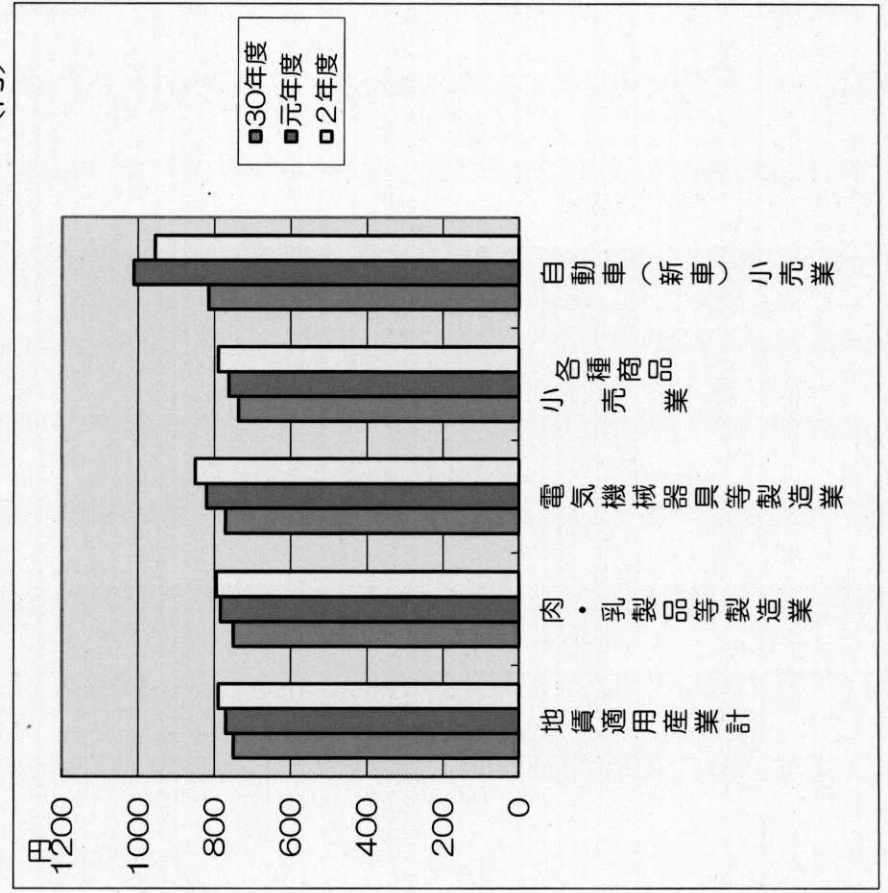
(円)



第1・10分位数

	地賃適用産業計	肉・乳製品等製造業	電気機械器具等製造業	各種商品小売業	自動車(新車)小売業
30年度	750	750	771	737	815
元年度	770	784	821	762	1011
2年度	790	795	850	790	956

(円)



分布特性値

労働者を賃金の低い者から高い者へと、一列に並べてとった分位数及び分散係数のことである。

イ 分位数を図示すれば、次のとおりである。

(イ) 第1・10分位数・・・10等分し、低い方から最初の節の者の賃金。



(ロ) 第1・4分位数・・・4等分し、低い方から最初の節の者の賃金。



(ハ) 中位数・・・2等分し、真ん中の節の者の賃金。



(ニ) 第3・4分位数・・・4等分し、高い方から最初の節の者の賃金。



(ホ) 第9・10分位数・・・10等分し、高い方から最初の節の者の賃金。



□ 分散係数とは、下記の式により計算された数値をいい、その値の小さいほど分布の広がり程度が小さいことを示す。

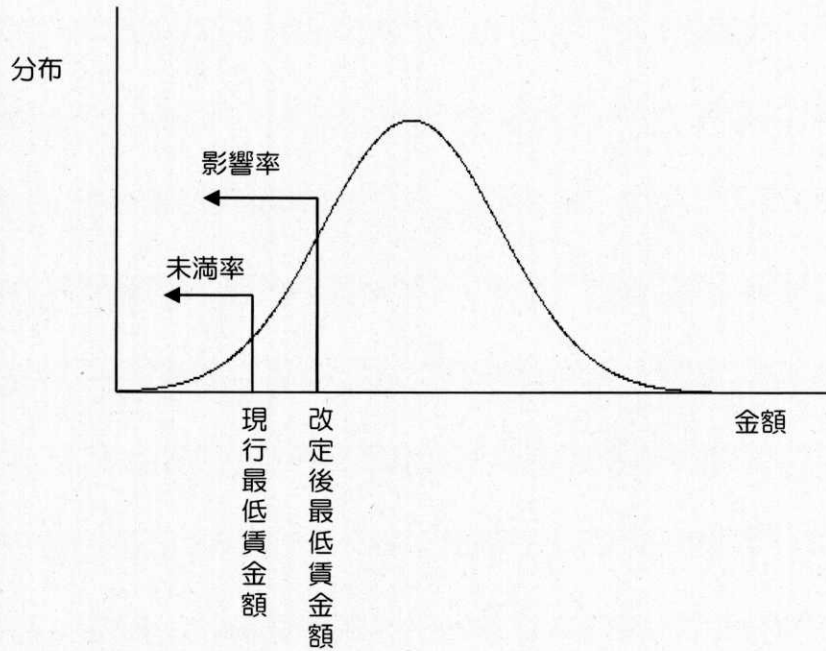
$$(イ) \text{ 4分位分散係数} = \frac{\text{第3・4分位数} - \text{第1・4分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

(偏差係数)

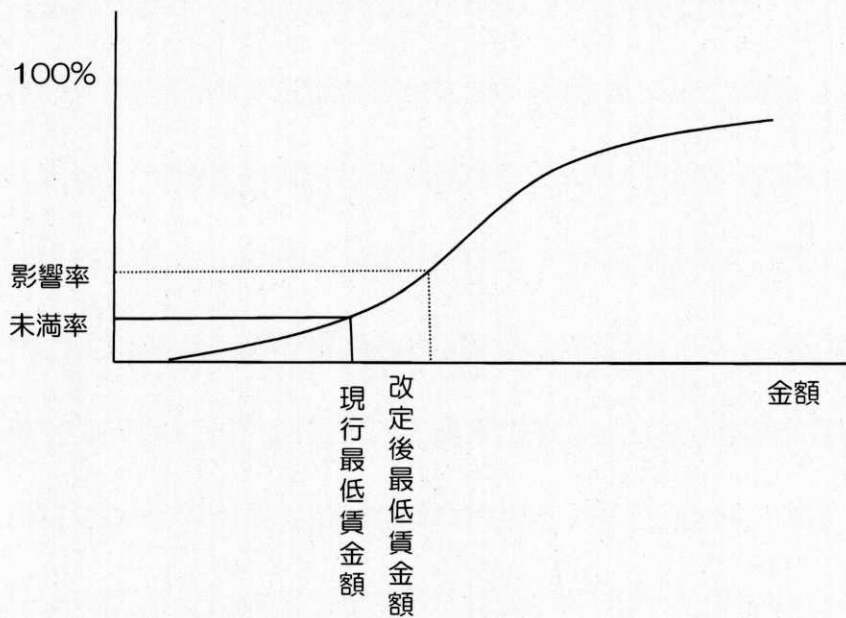
$$(ロ) \text{ 10分位分散係数} = \frac{\text{第9・10分位数} - \text{第1・10分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

未満率・影響率

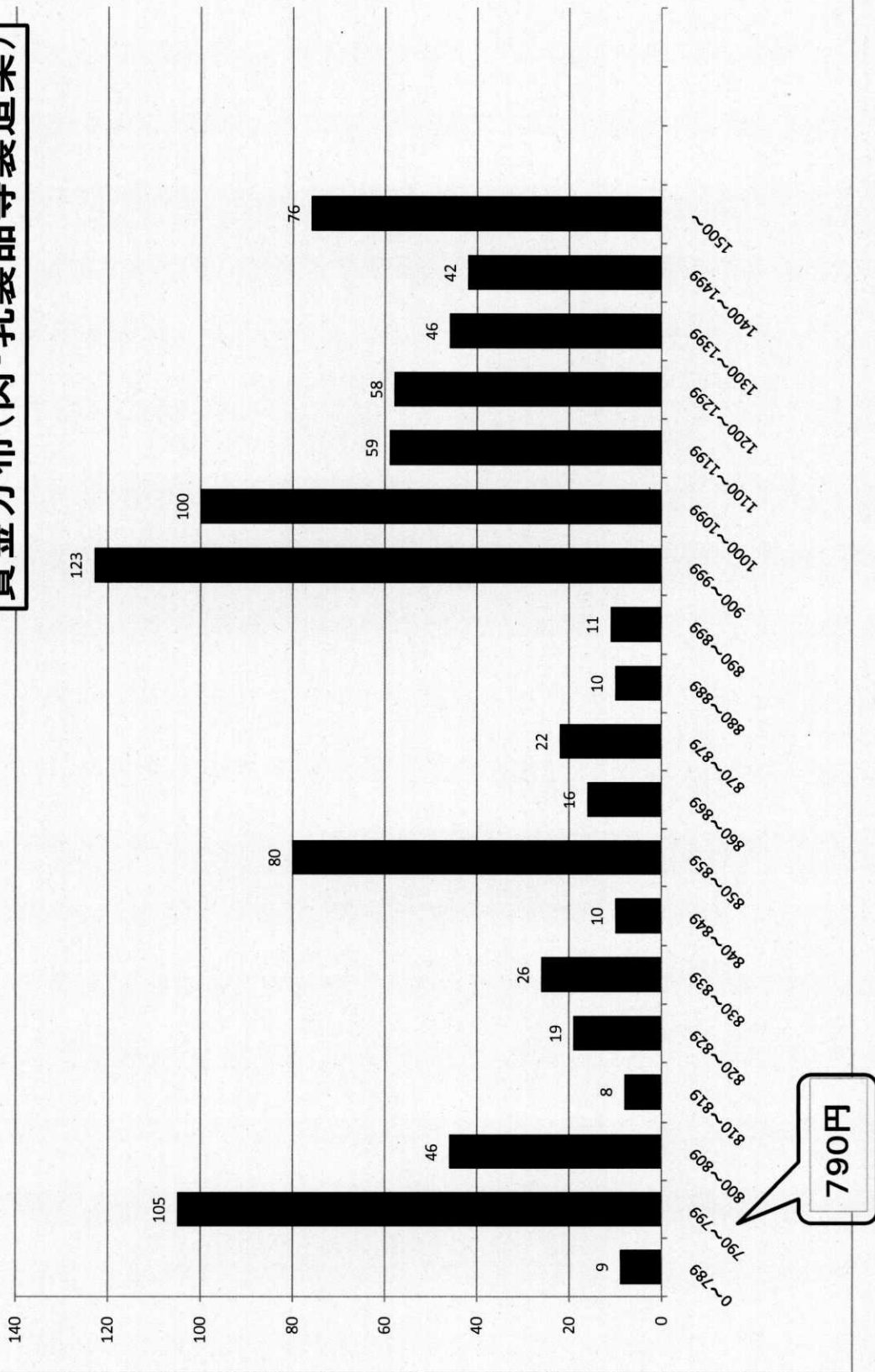
未満率とは、現在設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合のことであり、影響率とは、最低賃金額を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回る労働者の割合のことである。



なお、これを累積度数分布図でみると、次のとおりである。



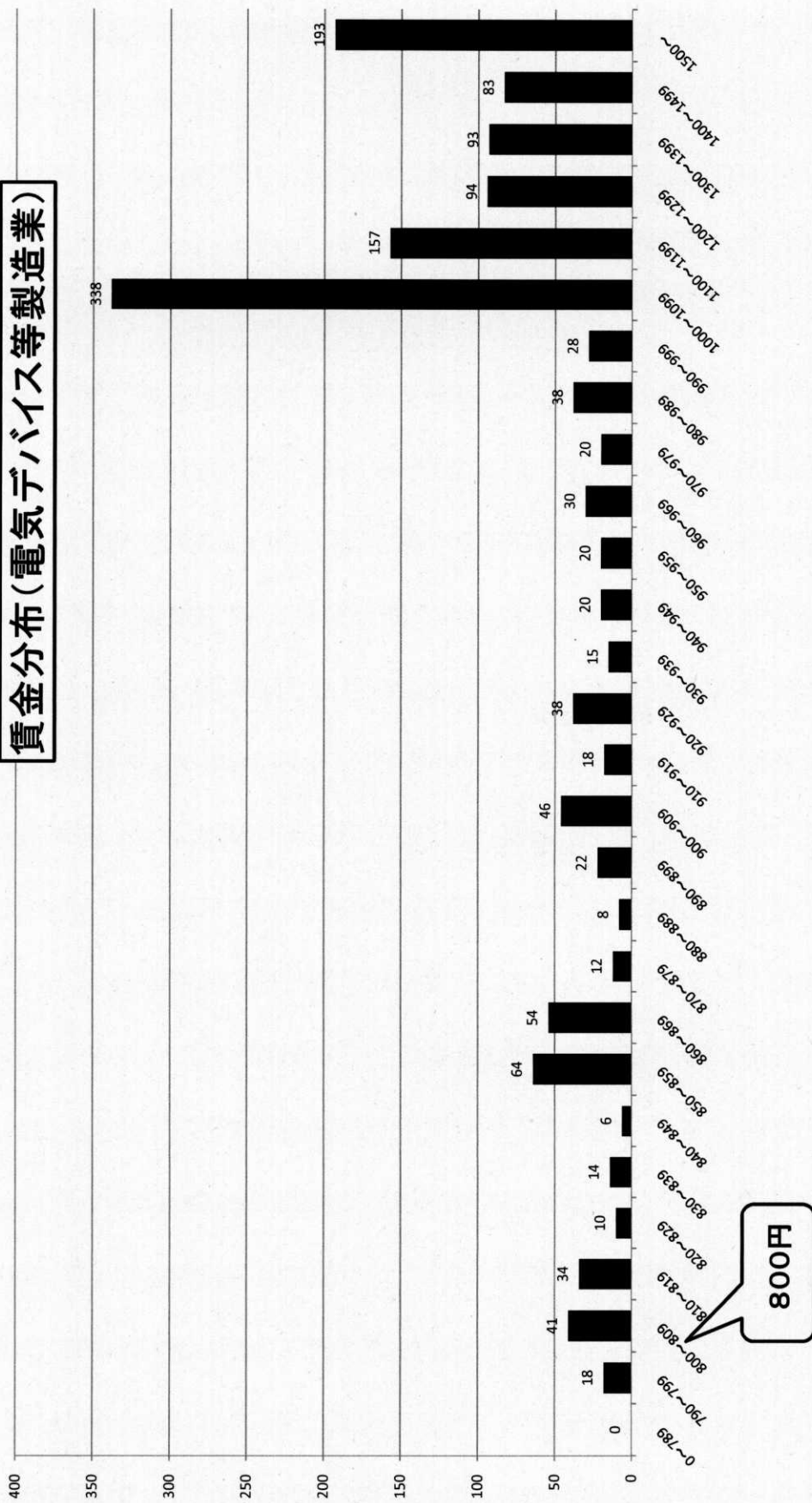
賃金分布(肉・乳製品等製造業)



復元労働者 866人

R02

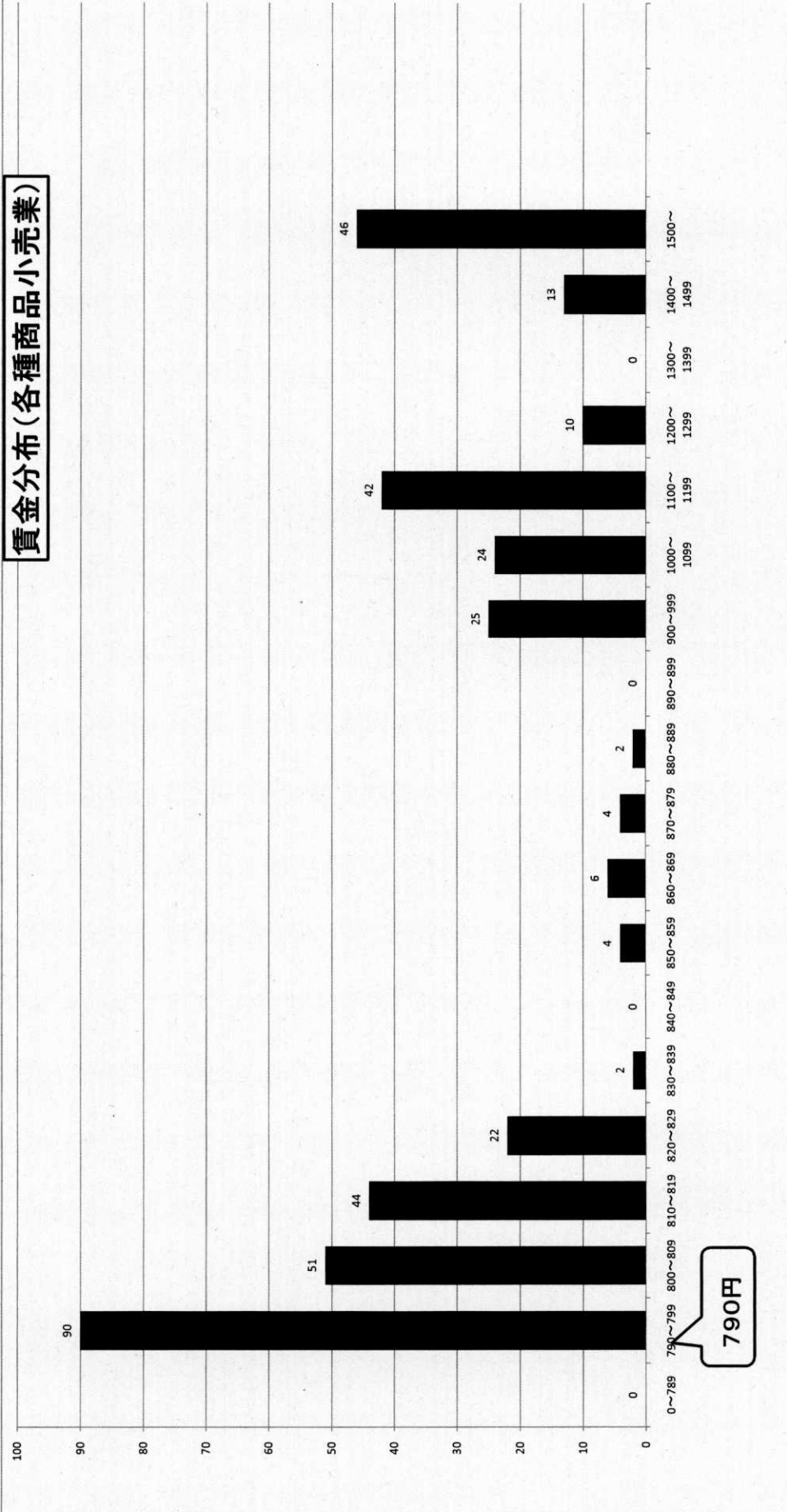
賃金分布(電気デバイス等製造業)



復元労働者 1,514人

R02

賃金分布(各種商品小売業)



790円

復元労働者 385人

R02

賃金分布(新車小売業)



828円

復元労働者 1,844人

R02

45000 宮崎労働局

2020年6月分

産業	新 規 求 人 数 (人)				求人平均賃金	
	一般フルタイム	うち常用	一般パートタイム	うち常用的パートタイム	常用(千円)	常用パート(十円)
A 農林漁業(01~04)	136	127	54	51	199	88
C 鉱業、採石業、砂利採取業(05)	13	13	3	3	234	83
D 建設業(06~08)	756	746	42	29	234	89
06 電気通信工事業*	425	418	26	14	246	89
(082) 電気通信工事業*	21	21	0	0	205	0
E 製造業(09~32)	568	539	170	137	184	85
09 食品製造業	97	94	115	90	172	84
10 飲料製造業	11	11	2	2	183	80
11 繊維業	75	75	6	6	167	81
12 木材製品製造業(家具を除く)	87	87	11	11	178	85
13 家具製造業	14	14	0	0	239	0
14 印刷業	5	5	0	0	206	0
15 化学工業	11	11	0	0	186	0
16 石油製品製造業	49	47	0	0	219	0
17 石油製品製造業(別掲を除く)	0	0	0	0	0	0
18 プラスチック製品製造業	26	25	3	2	156	90
19 窯業・土石製品製造業	4	4	0	0	152	0
21 窯業・土石製品製造業	24	24	6	4	198	108
22 窯業・土石製品製造業	15	15	0	0	203	0
23 窯業・土石製品製造業	0	0	0	0	0	0
(234) 電気機械器具製造業*	0	0	0	0	0	0
24 電気機械器具製造業	41	30	9	4	197	85
25 電気機械器具製造業	31	31	3	3	190	80
26 電気機械器具製造業	23	23	1	1	196	80
27 電気機械器具製造業	16	16	0	0	163	0
28 電気機械器具製造業	4	4	0	0	208	0
29 電気機械器具製造業	25	14	4	4	188	94
(293,294,301) 電気機械器具製造業	3	2	0	0	140	0
(296,297,302,303,28) 電気機械器具製造業	7	7	0	0	188	0
(296) 電気機械器具製造業	2	2	0	0	144	0
(297) 電気機械器具製造業	0	0	0	0	0	0
(299) 電気機械器具製造業	7	4	0	0	145	0
30 電気機械器具製造業	4	3	0	0	178	0
(301) 電気機械器具製造業	3	2	0	0	140	0
(303) 電気機械器具製造業	1	1	0	0	215	0
28,30 電気機械器具製造業	8	7	0	0	196	0
31 輸送機械器具製造業	1	1	9	9	215	81
(311) 輸送機械器具製造業	0	0	9	9	0	81
(313) 船舶製造業	0	0	0	0	0	0
(273,274,275,323) 精密機械器具製造業	15	15	0	0	158	0
(275) 時計製造業	0	0	0	0	0	0
(323) 時計製造業	0	0	0	0	0	0
20,32 時計製造業	5	5	1	1	209	93
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33~36)	4	4	0	0	200	0
G 情報通信業(37~41)	155	108	16	6	219	97
37 情報通信業*	2	2	0	0	189	0
38 情報通信業*	1	0	0	0	0	0
39 情報通信業*	131	95	8	6	221	97
(391) 情報通信業*	86	61	6	5	231	86
(392) 情報通信業*	45	34	1	0	196	0
40 情報通信業*	5	5	0	0	244	0
H 運輸業(42~49)	312	312	25	20	202	92
43 運輸業	164	164	11	11	157	90
44 運輸業	142	142	13	8	227	90
I 卸売業(50~61)	606	589	459	445	191	90
50~55 卸売業	179	179	52	51	188	87
(543,593) 卸売業*	25	25	3	3	210	106
(543) 卸売業*	6	6	0	0	217	0
56~61 卸売業	427	410	407	394	193	91
56 卸売業	26	26	57	57	155	84
(593) 卸売業*	19	19	3	3	208	106
J 金融業(62~67)	28	26	10	6	186	89
62~64 金融業	0	0	0	0	0	0
65,66 金融業	0	0	3	3	0	90
67 金融業	28	26	7	3	186	88
K 不動産業(68~70)	101	100	24	23	204	107
(693) 不動産業	0	0	0	0	0	0
70 不動産業	40	39	1	0	192	0
(703) 不動産業*	0	0	0	0	0	0
L 学術研究、専門・技術サービス業(71~74)	145	140	53	40	224	94
73 学術研究、専門・技術サービス業	4	4	1	1	197	90
M 宿泊業、飲食サービス業(75~77)	171	149	361	350	212	89
75 宿泊業、飲食サービス業	6	6	50	41	174	86
76 飲食サービス業	162	140	307	305	215	90
(761,762,763,764,767,769) 飲食サービス業	118	114	200	198	195	87
N 生活関連サービス業、娯楽業(78~80)	155	150	137	107	190	90
78 生活関連サービス業、娯楽業	103	103	48	30	207	93
O 教育業(81,82)	60	59	94	90	183	101
P 医療福祉業(83~85)	1,424	1,415	997	968	185	101
83 医療福祉業	545	544	287	275	188	109
84 医療福祉業	6	6	4	4	188	106
85 医療福祉業	873	865	706	689	184	97
(854) 医療福祉業	659	658	450	447	183	98
(859) 医療福祉業	31	31	42	40	196	103
Q 複合サービス事業(86,87)	54	42	10	10	161	85
86 複合サービス事業	10	10	0	0	154	0
R サービス業(他に分類されないもの)(88~96)	824	619	425	310	177	87
88 サービス業	67	65	12	12	189	82
89 サービス業	23	23	2	2	211	108
90 サービス業	10	10	1	1	179	80
91 サービス業	317	176	186	92	174	87
(912) サービス業	291	152	182	91	176	87
92 サービス業	384	322	209	191	169	86
93~96 サービス業	23	23	15	12	169	98
S, T 公務(他に分類されるものを除く)・その他(97,98,99)	47	37	125	112	170	109
I T 関連産業計(*)	192	155	10	8	215	96
合計	5,559	5,175	3,005	2,707	196	95